

千葉県規則第 1 2 号

千葉県旅館業法施行細則及び千葉県公衆浴場法施行細則の一部を 改正する規則

(千葉県旅館業法施行細則の一部改正)

第 1 条 千葉県旅館業法施行細則（昭和 6 3 年千葉県規則第 2 6 号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正前

(飲料水の水質の基準)

第 1 1 条 条例第 7 条第 2 項に規定する水質の基準は、水質基準に関する省令(平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号)の表の 1 の項、 2 の項、 9 の項、 1 1 の項、 3 8 の項及び 4 6 の項から 5 1 の項までの項の上欄に掲げる事項につき**水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法**(平成 1 5 年厚生労働省告示第 2 6 1 号。以下「告示」という。)によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合することとする。

(浴槽水等の水質の基準)

第 1 4 条 条例第 1 2 条第 6 号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 浴槽水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
[略]		
3 大腸菌群	[略]	
[略]		

(2) [略]

2 [略]

改正後

(飲料水の水質の基準)

第 1 1 条 条例第 7 条第 2 項に規定する水質の基準は、水質基準に関する省令(平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号)の表の 1 の項、 2 の項、 9 の項、 1 1 の項、 3 8 の項及び 4 6 の項から 5 1 の項までの項の上欄に掲げる事項につき**水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法**(平成 1 5 年厚生労働省告示第 2 6 1 号。以下「告示」という。)によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合することとする。

(浴槽水等の水質の基準)

第 1 4 条 条例第 1 2 条第 6 号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 浴槽水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
[略]		
3 大腸菌	[略]	
[略]		

(2) [略]

2 [略]

(千葉県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 2 条 千葉県公衆浴場法施行細則（昭和 6 3 年千葉県規則第 2 7 号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正前

(浴槽水等の水質の基準)

第9条 条例第4条第2項第11号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 浴槽水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
1 [略]	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号。以下「告示」という。)第52号に定める方法	[略]
[略]		
3 大腸菌群	[略]	
[略]		

(2) [略]

2 [略]

改正後

(浴槽水等の水質の基準)

第9条 条例第4条第2項第11号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 浴槽水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
1 [略]	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号。以下「告示」という。)第52号に定める方法	[略]
[略]		
3 大腸菌	[略]	
[略]		

(2) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。